

互助会 NEWS【8月号】

令和4年8月9日

一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金振込日は、**令和4年8月22日（月）**です。
送金明細書は、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方は、統合庶務システムでご覧いただけます。
《送金明細書の公開日は、8月18日（木）です。》
また、それ以外の所属（小・中・大学等）にお勤めの会員の方には、ハガキの送金明細書を送付しています。

今回は、該当する会員の方に「無給付者褒賞金」を給付しています。

◎「無給付者褒賞金」とは？

会員が、前年度中に、給付事業のうち無給付者褒賞金以外の給付を受けなかったときに**5,000円**を給付するもので、互助会の給付記録データを基に該当者を確定し自動給付しています。

具体的には、令和3年度中に下記の「給付事業」が該当した場合は、今年度の「無給付者褒賞金」は給付になりませんが、「厚生事業」を利用した場合は給付になります。

給付事業	医療費補助金、入院見舞金、死亡弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、出産祝金・見舞金、入学・卒業祝金、退職慰労金、妊婦支援補助、リフレッシュ助成、遺児給付金
厚生事業	施設利用補助、芸術鑑賞補助事業、スポーツ観戦補助事業、ドック負担金補助事業、予防接種負担金補助事業

※令和3年度の事業内容です。このほか「貸付事業」、「教育・文化事業」を実施しています。
事業内容等の詳細は、互助会ホームページをご覧ください。

給付該当者がいる所属には、別途、該当者名入りの公文書を送付していますので、**ご確認ください。**

◎アンケートにご協力をお願いします

互助会では、事業内容改善の参考とするため、8月末発行予定の「福利あおもり第177号」にアンケートを掲載します。

会員みなさまの生の声をお聞きし、今後の事業運営に役立てたいと思いますので、回答にご協力くださるようお願いいたします。

また、この機会に互助会へのご意見やご要望等がありましたら、**どんどんお寄せください。**

↓ 裏面に続く ↓

所属内でご覧ください

◎請求書の提出をお忘れなく

令和3年度から「ドック負担金補助事業」と「予防接種負担金補助事業」を実施しています。「ドック負担金補助事業」は、公立学校共済組合青森支部が実施する「宿泊ドック」・「一日ドック」を受診した会員に自己負担金の一部（宿泊ドックは、10,000円、一日ドックは3,000円）を補助するものです。また「予防接種負担金補助事業」は、インフルエンザ予防接種を受け自己負担した会員に1,000円を補助するものです。

どちらも、**受診後に領収書（コピー可）を添付のうえ、請求書の提出が必要**ですので、請求お忘れのないようご注意ください。

請求期限は、受診日から3年以内ですので、前年度に受診したにもかかわらず、未だ請求書を提出していない場合は、今からでも請求できます。

ただし、令和3年4月1日以降に受診した分は補助対象となりますので、ご注意ください。

なお、請求書の様式は、互助会ホームページからダウンロードできます。

「ドック負担金補助事業」に係る Q&A

Q1. 宿泊ドックを受診した際、互助会から10,000円が補助されるため、健診機関の窓口では、5,000円を支払えばいいのか。

A1. 健診機関へは、あくまでも公立学校共済組合青森支部で定めている自己負担金の15,000円を支払います。

宿泊ドック・一日ドックともに、ドックを受診し、自己負担金を支払った後、領収書（コピー可）を添付し、互助会へ請求書を提出すると補助が受けられます。

Q2. 請求書に添付する領収書は、コピーでもよいのか？

A2. 令和4年度提出分より「コピー可」に変更しました。

Q3. 領収書を廃棄・紛失した場合は、請求できないのか？

A3. 領収書を廃棄・紛失した場合は、健診機関に再発行を依頼するか、支払証明書の発行を依頼してください。

領収書の再発行や支払証明書を発行できない健診機関もありますので、その場合は、領収書に代わるものとして、健診結果通知書のコピー【健診機関、受診年月日、受診者氏名、事業所名（公立学校共済組合青森支部）及び検査項目（健診結果部分は黒塗りする。）がわかる部分】を添付してください。

領収書の支払金額に、乳がん・子宮がん検診に係る自己負担額や、オプションとして追加した検査項目の自己負担額が含まれていてもかまいません。

Q4. 互助会に加入していなければ、この補助は受けられないのか。

A4. 互助会に加入している方が補助対象となりますので、加入していない場合は、補助は受けられません。

互助会への加入を希望する場合は、加入申込書を提出いただくと、加入申込書を受理した月の初日から加入できます。

「ドック負担金補助事業」は、ドック受診日に互助会に加入している場合に補助対象となります。

Q5. 令和4年3月に受診した宿泊ドックは、補助の対象になるか。

A5. 対象になります。

「ドック負担金補助事業」は、令和3年度から実施しているため、令和3年4月1日以降に受診したドックは、補助を受けることができます。

ただし、受診日から3年以内に請求しなければ時効となりますので、ご注意ください。

互助会では、会員みなさんからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

HPアドレス

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>



所属内でご閲覧ください